

第 5 章 児童 ・ ひとり親 ・ 女性等福祉

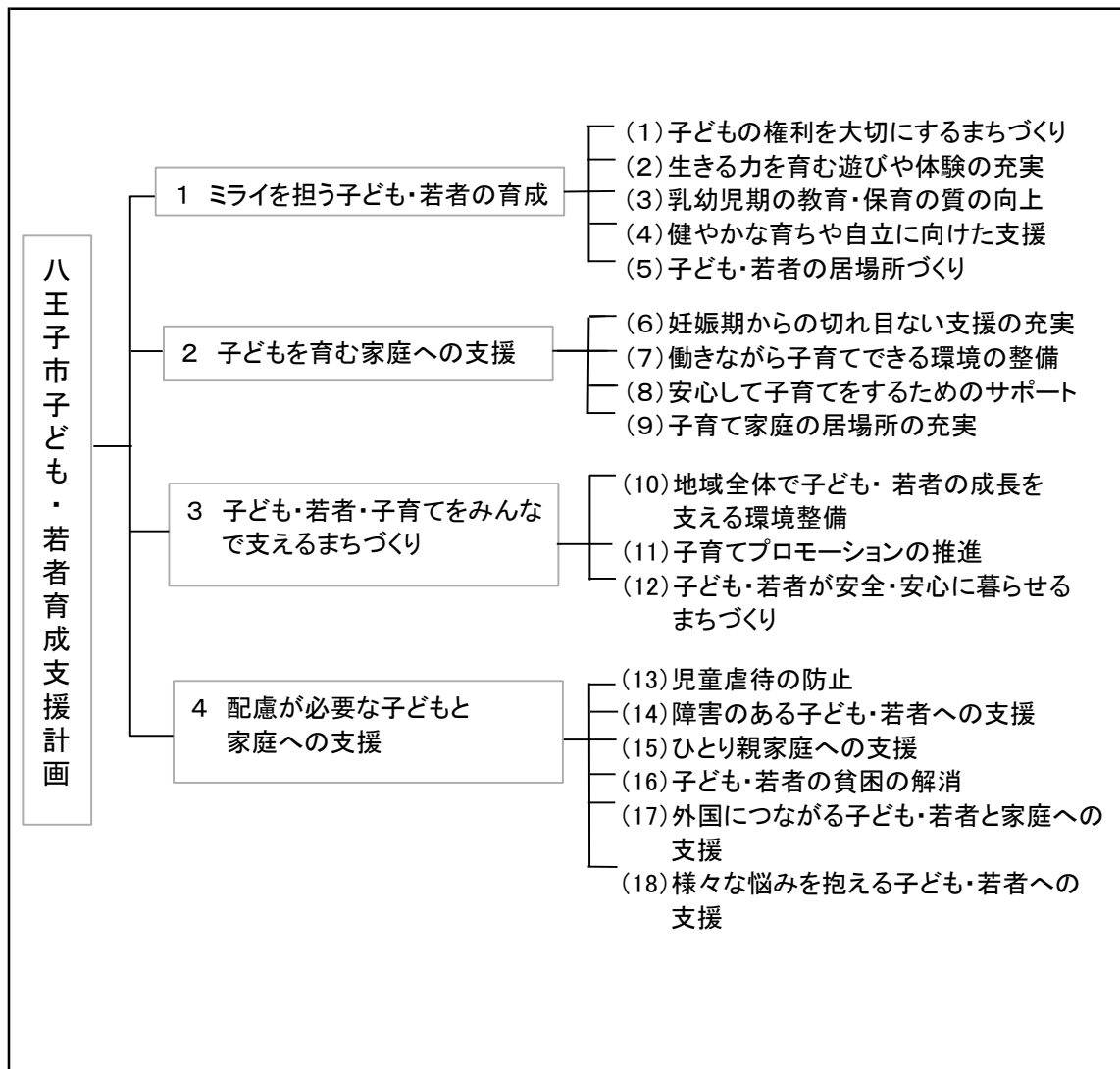
1. 概説	
2. 児童(18歳未満)の人口	
3. 手当	
4. 医療費の助成	
5. 幼児教育・保育	
6. 児童福祉施設等に対する指導監査	
7. 健全育成	
8. ひとり親・女性等福祉	
9. こども家庭センター	
10. 子どもと外出しやすい環境整備	
11. 企業との協働による子育て支援	

1. 概 説

こども基本法の理念は、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現することである。

出生数や子ども・若者の数の減少が続く中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化しており、虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど様々な問題が重なることで複雑化しているケースも見られ、個々の状況に応じた支援が求められている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するとともに、若者期まで見通した切れ目ない支援をするため、「第2期八王子市子ども・若者育成支援計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備や若者の支援を進めている。基本理念である「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」のもとで、計画の着実な推進に取り組む。現行の計画(第2期八王子市子ども・若者育成支援計画)の施策の体系は下記のとおり。(令和7～11年度(2025～2029年度))

(子ども家庭部)



2. 児童(18歳未満)の人口

(1)児童人口の割合

(各年1月1日現在)

年 度		6	7	8
区 分				
八王子市	全人口(人)	560,692	559,083	558,755
	18歳未満人口(人)	74,008	72,233	70,558
	比率(%)	13.2	12.9	12.6
東京都	全人口(人)	13,264,486	13,281,311	13,293,851
	18歳未満人口(人)	1,794,875	1,775,492	1,756,824
	比率(%)	13.5	13.4	13.2

(2)年齢層別児童人口

(各年1月1日現在)

年 度		6	7	8
区 分				
18歳未満人口(人)		74,088	72,233	70,558
0歳～5歳(人)		19,248	18,361	17,779
6歳～11歳(人)		25,476	24,822	24,168
12歳～17歳(人)		29,364	29,050	28,611

3. 手 当

(1)児童手当

高校生年代までの児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年(2007年)4月～平成22年(2010年)3月

10,000円(3歳誕生日までの子)
5,000円(3歳以上の第1子・第2子)
10,000円(3歳以上の第3子以上)

※平成22年(2010年)4月～平成24年(2012年)3月の期間は支給なし
(当該期間は子ども手当を支給)

平成24年(2012年)4月～令和6年(2024年)9月
(所得制限は平成24年(2012年)6月から導入)
15,000円(3歳誕生日までの子)
10,000円(3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子)
15,000円(3歳以上～小学校修了前の第3子以上)
10,000円(中学生)

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円
※所得上限超過の場合、支給なし(令和4年6月以降)

令和6年(2024年)10月～
3歳誕生日までの子
15,000円(第1・2子)
30,000円(第3子以降)
3歳以上～高校生年代
10,000円(第1・2子)
30,000円(第3子以降)

※児童手当制度の改正に伴い、所得制限が撤廃され、特例給付も撤廃
※第3子の算定にあたっては大学生年代の子を含む

イ. 児童手当支給額等の状況(制度改正前分) ※令和6年10月の児童手当改正前の旧法適用分

区 分 \ 年 度		5	6	7
延 支 給 人 員 (人)	3 歳 未 満 被 用 者	73,868	47,685	8
	3 歳 未 満 非 被 用 者	13,730	8,770	21
	特 例 給 付	55,819	36,687	72
	3 歳 以 上 小 学 校 (被 用 者)	295,989	186,836	43
	3 歳 以 上 小 学 校 (非 被 用 者)	66,609	43,388	145
	中 学 生	130,932	84,562	78
	合 計	636,947	407,928	367
支 給 総 額 (円)	3 歳 未 満 被 用 者	1,108,020,000	715,275,000	120,000
	3 歳 未 満 非 被 用 者	205,950,000	131,550,000	315,000
	特 例 給 付	279,095,000	183,435,000	360,000
	3 歳 以 上 小 学 校 (被 用 者)	3,137,710,000	1,980,725,000	430,000
	3 歳 以 上 小 学 校 (非 被 用 者)	716,775,000	466,905,000	1,480,000
	中 学 生	1,309,320,000	845,620,000	780,000
	合 計	6,756,870,000	4,323,510,000	3,485,000

ウ. 児童手当支給額等の状況(制度改正後分) ※令和6年10月の児童手当改正後の新法適用分

区 分 \ 年 度		6 (令和6年10月分から)	7
延 支 給 人 員 (人)	3 歳 未 満 被 用 者	25,482	75,149
	3 歳 未 満 非 被 用 者	4,389	12,624
	3 歳 以 上 中 学 校 (被 用 者)	156,714	456,371
	3 歳 以 上 中 学 校 (非 被 用 者)	32,706	95,099
	高 校 生 年 代 (被 用 者)	45,822	139,774
	高 校 生 年 代 (非 被 用 者)	8,317	27,521
	合 計	273,430	806,538
支 給 総 額 (円)	3 歳 未 満 被 用 者	442,770,000	1,309,305,000
	3 歳 未 満 非 被 用 者	80,325,000	231,660,000
	3 歳 以 上 中 学 校 (被 用 者)	1,967,860,000	5,746,050,000
	3 歳 以 上 中 学 校 (非 被 用 者)	430,980,000	1,262,010,000
	高 校 生 年 代 (被 用 者)	496,860,000	1,521,040,000
	高 校 生 年 代 (非 被 用 者)	90,950,000	301,770,000
	合 計	3,509,745,000	10,371,835,000

(2)児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害(愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症)のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位:円

改定時期	育成手当	障害手当
平成6年(1994年)4月	12,500	14,500
平成7年(1995年)4月	13,000	15,000
平成8年(1996年)4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

年 度		5	6	7
支 給 総 額 (円)	育 成 手 当	1,186,866,000	1,150,443,000	1,122,160,500
	障 害 手 当	81,080,500	81,731,500	77,670,500
	合 計	1,267,946,500	1,232,174,500	1,199,831,000
延 支 給 人 員 (人)	育 成 手 当	87,916	85,218	83,123
	障 害 手 当	5,231	5,273	5,011
	合 計	93,147	90,491	88,134

(3)児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する。

ア. 児童扶養手当月額(全部支給)の推移

単位:円

改 定 時 期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
令和4年(2022年)4月	43,070	10,170	6,100
令和5年(2023年)4月	44,140	10,420	6,250
令和6年(2024年)4月	45,500	10,750	6,450
令和6年(2024年)11月	45,500	10,750	2人目加算額と同額
令和7年(2025年)4月	46,690	11,030	2人目加算額と同額

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

年 度		5	6	7
区 分	延支給人員(人)	22,724	22,554	22,831
	支給額(円)	1,000,679,410	1,022,938,980	1,062,690,020
一部支給	延支給人員(人)	18,597	18,012	16,758
	支給額(円)	523,945,140	524,941,100	502,894,050
第2子加算 ※R7からは 第2子以降加算	延支給人員(人)	16,277	17,603	20,457
	支給額(円)	156,701,790	176,264,600	212,614,840
第3子 以降加算	延支給人員(人)	5,890	3,498	-
	支給額(円)	34,923,870	21,461,230	-
合 計	延支給人員(人)	63,488	61,667	60,046
	支給額(円)	1,716,250,210	1,745,605,910	1,778,198,910

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在) 単位:世帯

年 度		5	6	7
区 分	離 婚	2,584	2,574	2,430
	死 亡	26	22	21
	遺 棄	7	5	5
	拘 禁	1	1	0
	保護命令	1	2	3
	未婚の母子又は父子	447	434	425
	父又は母が重度の障害	46	45	40
	そ の 他	149	154	145
合 計		3,261	3,237	3,069

※否受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分(食事療養費を除く)を助成する。

平成 4年(1992年)10月1日 施行(1歳未満児対象・所得制限なし)
 平成 6年(1994年) 1月1日 制度改正(3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
 平成10年(1998年)10月1日 制度改正(4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
 平成12年(2000年)10月1日 制度改正(5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
 平成13年(2001年)10月1日 制度改正(6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
 平成19年(2007年)10月1日 制度改正(所得制限撤廃)

○乳幼児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	5	6	7
年度末日人員 (a) (人)	22,958	21,992	21,258
年間医療助成費 (b) (円)	842,230,400	776,993,607	711,141,532
年間取扱件数 (c) (件)	457,352	432,016	390,016
1人当り年間受診回数 (d)=c/a (回)	20	20	18
1人当り年間医療助成費 (e)=b/a (円)	36,686	35,331	33,453
1件当り医療助成費 (f)=b/c (円)	1,842	1,799	1,823

(2)義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成する。

平成19年(2007年)10月1日 施行(所得制限あり)自己負担分の1/3

平成21年(2009年)10月1日 制度改正(所得制限あり)
 通院…上限200円を除く自己負担分
 調剤…自己負担分全額
 入院…自己負担分全額

平成24年(2012年)10月1日 制度改正(所得制限緩和)児童手当に準拠して緩和
 平成28年(2016年) 7月1日 制度改正(所得制限撤廃)

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	5	6	7
年度末日人員 (a) (人)	39,401	38,609	37,667
年間医療助成費 (b) (円)	1,255,919,313	1,299,846,355	1,275,619,374
年間取扱件数 (c) (件)	546,896	561,879	531,064
1人当り年間受診回数 (d)=c/a (回)	14	15	14
1人当り年間医療助成費 (e)=b/a (円)	31,875	33,667	33,866
1件当り医療助成費 (f)=b/c (円)	2,296	2,313	2,402

(3) 高校生等医療費助成

高校生等に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成する。

令和5年(2023年)4月1日 施行(所得制限あり)
 通院…上限200円を除く自己負担分
 調剤…自己負担分全額
 入院…自己負担分全額
 令和6年(2024年)4月1日 制度改正(所得制限撤廃)

○高校生等医療費助成状況

区 分 \ 年 度	5	6	7
年度末日人員 (a) (人)	10,248	14,144	14,218
年間医療助成費 (b) (円)	202,634,991	361,105,840	410,748,907
年間取扱件数 (c) (件)	81,813	144,212	157,853
1人当り年間受診回数 (d)=c/a (回)	8	10	11
1人当り年間医療助成費 (e)=b/a (円)	19,773	25,531	28,889
1件当り医療助成費 (f)=b/c (円)	2,477	2,504	2,602

(4)ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分(食事療養費・一部負担金を除く)を助成する。

平成2年(1990年)4月1日 施行 (所得制限あり)課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

年度 区分	5	6	7
世帯数 (a) (世帯)	3,350	3,311	3,129
年度末日人員 (b) (人)	5,595	5,392	5,176
世帯当り人員 (c) (人)	1.7	1.6	1.7
年間医療助成費 (d) (円)	212,594,865	218,505,754	215,078,561
年間取扱件数 (e) (件)	81,663	82,289	79,795
1人当り年間受診回数 (f) = e/b (回)	15	15	15
1人当り年間医療助成費 (g) = d/b (円)	37,997	40,524	41,553
世帯当り年間医療助成費 (h) = d/a (円)	63,461	65,994	68,737
1件当り医療助成費 (i) = d/e (円)	2,603	2,655	2,695

5. 幼児教育・保育

(1) 施設数及び保育定員の推移

(各年度4月1日現在)単位:人

区 分 \ 年 度	6		7		8		
	施設数	保育定員	施設数	保育定員	施設数	保育定員	
認 可 保 育 所	(公立)	15	1,004	15	1,004	13	859
	(私立)	74	7,580	74	7,540	75	7,519
認 定 こ ど も 園		20	2,313	20	2,288	21	2,467
小 規 模 保 育	(公立)	1	16	1	16	1	16
	(私立)	7	109	7	131	7	131
事 業 所 内 保 育		7	103	7	103	6	74
家 庭 的 保 育		12	54	11	51	11	51
認 証 保 育 所		4	142	4	136	4	127
合 計		140	11,460	139	11,408	138	11,383

※保育所型認定こども園は私立保育所に含む

(2) 保育施設利用児童数の推移

(各年度4月1日現在)単位:人

年 度		6	7	8
区 分				
認 可 保 育 所	(公立)	1,004	986	827
	(私立)	7,403	8,255	8,040
認 定 こ ど も 園		2,073	2,644	2,656
小 規 模 保 育	(公立)	13	15	16
	(私立)	87	96	119
事 業 所 内 保 育		78	87	70
家 庭 的 保 育		48	44	47
認 証 保 育 所		131	134	123
合 計		10,837	12,261	11,898

※保育所型認定こども園は認可保育所に含む

(3) 待機児童数の推移

(各年度4月1日現在)単位:人

区 分 \ 年 度	6	7	8
待機児童数	15(98)	24(137)	43(171)

※()は、保留児童数

※「保留児童数」と「待機児童数」について

保留児童数とは保育施設の利用申込みをしたが入所保留となった児童数

待機児童数とは保留児童数から認証保育所の利用児童等を除いた児童数

(4) 保育園児1人にかかる費用の年度別推移(月額)

単位:円

区分 \ 年度	5	6	7
0歳児	350,710	391,787	448,904
1歳児	174,038	184,402	238,889
2歳児	156,078	180,022	217,709
3歳児	94,798	91,763	113,412
4歳以上児	78,938	74,106	89,193

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(5) 保育所

区分 \ 年度	5	6	7
公立	施設数	16	16
	延利用児童数(人)	12,723	12,236
	運営費(千円)	2,692,911	2,842,574
私立	施設数	75	73
	延利用児童数(人)	94,027	89,093
	給付費(千円)	14,694,402	15,205,717

※公立には市役所内保育園含む。私立には管外公立含む。

(6) 延長保育の状況

単位:園

区分 \ 年度	5	6	7
公 立	16	16	16
私 立	67	66	66
認定こども園	15	19	19
合 計	98	101	101

(7) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設

区分 \ 年度	5	6	7
施設数	18	21	21
延利用児童数(人)	30,774	33,528	34,186
給付費(千円)	4,029,685	4,975,472	5,431,693

(8)家庭的保育

自宅等の家庭的な雰囲気の中で、少人数(定員5人以下)の0～2歳のお子さんにきめ細やかな保育を行う。保育時間は8時間で、原則として保育短時間認定を受けた方が利用する施設。

年 度 区 分	5	6	7
家庭的保育者数(人)	12	12	11
延利用児童数(人)	591	614	591
給付費(千円)	173,666	190,772	196,157

(9)小規模保育

マンションやテナント等を利用し、少人数(定員6～19人)の0～2歳のお子さんを預かる施設で、きめ細やかな保育を行う。

年 度 区 分	5	6	7
施設数	7	7	7
延利用児童数(人)	1,147	1,231	1,355
給付費(千円)	302,096	339,017	375,806

(10)事業所内保育

企業等が設置する0～2歳のお子さんを預かる保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する。

年 度 区 分	5	6	7
施設数	7	7	7
延利用児童数(人)	1,117	1,181	1,127
給付費(千円)	284,946	302,968	336,554

(11)認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

年 度 区 分	5	6	7
施設数	4	4	4
延利用児童数(人)	1,870	1,836	1,796
補助額(千円)	255,764	293,446	306,465

(12)一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施する。

○一時保育

区 分 \ 年 度		5	6	7
公立	実施園数(園)	6	6	6
	延利用児童数(人)	5,874	5,655	5,321
私立	実施園数(園)	16	16	15
	延利用児童数(人)	1,564	1,175	1,144
認定 こども園	実施園数(園)	3	5	5
	延利用児童数(人)	808	1,240	2,153
合計	実施園数(園)	25	27	26
	延利用児童数(人)	8,246	8,070	8,618

○休日保育

区 分 \ 年 度		5	6	7
公立	実施園数(園)	1	1	1
	延利用児童数(人)	1,099	811	930
私立	実施園数(園)	1	1	1
	延利用児童数(人)	553	565	341
合計	実施園数(園)	2	2	2
	延利用児童数(人)	1,652	1,376	1,271

○年末保育

区 分 \ 年 度		5	6	7
公立	実施園数(園)	2	2	2
	延利用児童数(人)	74	46	80

○緊急保育

区 分 \ 年 度		5	6	7
公立	実施園数(園)	10	10	10
	延利用児童数(人)	305	418	333
私立	実施園数(園)	14	14	0
	延利用児童数(人)	33	0	0
認定 こども園	実施園数(園)	2	3	1
	延利用児童数(人)	0	0	20
合計	実施園数(園)	26	27	11
	延利用児童数(人)	338	418	353

○定期利用保育

区 分 \ 年 度		5	6	7
公立	実施園数(園)	5	5	5
	延利用児童数(人)	1,820	2,112	2,000
私立	実施園数(園)	10	10	5
	延利用児童数(人)	388	642	490
認定 こども園	実施園数(園)	2	3	3
	延利用児童数(人)	240	292	611
合計	実施園数(園)	17	18	13
	延利用児童数(人)	2,448	3,046	3,101

(13)病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、保護者が看護できない場合に専用施設で保育する。

区 分 \ 年 度	5	6	7
施 設 数	4	5	5
登録児童数(人)	4,658	796	1,600
延利用児童数(人)	1,633	1,598	2,015
委 託 料 (千 円)	53,151	69,040	93,485

令和6年10月より、予約システムを導入したため、令和6年の登録児童数はシステム登録者数

(14)幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区 分 \ 年 度	5	6	7
施 設 数	29	29	29
定 員(人)	7,665	7,665	7,665
園 児 数	4,154	3,764	3,485

※幼稚園型認定こども園含む

6. 児童福祉施設等に対する指導監査

児童福祉法等に基づき、児童福祉施設等に対して指導監査を実施する。

(1) 実地検査

単位：施設

種 別	5		6		7	
	対象数	実地 検査数	対象数	実地 検査数	対象数	実地 検査数
認可保育所 (私立)	75	69	73	39	73	65
認可保育所 (公立)	15	0	15	15	15	15
認定こども園	18	0	21	21	21	18
幼保連携型認定こども園	12	0	15	15	15	15
幼稚園型認定こども園	4	0	4	4	4	1
保育所型認定こども園	1	0	1	1	1	1
地方裁量型認定こども園	1	0	1	1	1	1
幼稚園	25	0	25	7	25	12
家庭的保育事業等	27	1	27	27	26	26
家庭的保育事業	12	1	12	12	11	11
小規模保育事業	8	0	8	8	8	8
事業所内保育事業	7	0	7	7	7	7
病児保育事業	6	5	6	2	6	4
母子生活支援施設	1	0	1	0	1	1
認可外保育施設※1	46 (4)	19 (4)	46 (4)	42 (4)	44 (4)	39 (4)
ベビーホテル	4	4	4	1	3	1
事業所内保育施設※2	19 (11)	2 (2)	19 (11)	19 (11)	19 (11)	16 (11)
院内保育施設※2	12 (3)	11 (3)	12 (3)	11 (3)	11 (3)	11 (3)
その他	11	2	11	11	11	11
子育て援助活動支援事業	1	0	1	1	1	0
合 計	214	94	215	154	212	180

※1 ()内は、うち東京都認証保育所

※2 ()内は、うち企業主導型保育事業

(2) 業務管理体制の整備に係る一般検査

年度	5	6	7
区分 事業者数	29	58	64

(3) 集団指導

年度	5	6	7
区分 受講施設数	184	181	181

※令和2年度から、オンラインで実施。

(4) 監査

年度	5	6	7
区分 事業者数	0	1	0
施設数	0	1	0

7. 健全育成

(1) 子ども・若者育成支援センター設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置。

本館は月曜日から土曜日の午前10時から午後6時30分まで、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

施設利用者は0歳から18歳までの児童。ただし、乳幼児の場合は保護者の付き添いが必要。

区 分 \ 年 度	5	6	7
施設数(本館)	10	10	10
施設数(分館)	2	2	1
合 計	12	12	11

(2) 子ども・若者育成支援センター利用者数

単位:人

区 分 \ 年 度	5	6	7
就学児童	121,641	131,629	101,361
就学前児童	16,565	16,538	13,529
その他	24,339	27,607	19,316
合 計	162,545	175,774	134,206

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3)学童保育所

保護者の就労等により放課後に家庭で保育を受けられない児童を対象に遊び及び生活の支援を行うことにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置(令和7年度末時点27か所で高学年児童の受け入れを実施)。

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分(7時30分)まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分(8時)から午後6時30分(7時30分)まで利用できる。

※()内は延長保育利用時間

区 分 \ 年 度	5	6	7
学 童 保 育 所 数	90	90	93

(4)学童保育状況

区 分 \ 年 度	5	6	7
延 在 籍 者 数 (人)	1,765,044	1,884,220	1,911,193
延 出 席 者 数 (人)	1,077,188	1,155,459	1,155,996
出 席 率 (%)	61.0	61.3	60.5

(参考)放課後子ども教室実施状況

区 分 \ 年 度	5	6	7
実 施 校 数 (校)	64	66	66
延 実 施 日 数 (日)	9,363	9,832	10,027
延 参 加 者 数 (人)	925,464	1,024,837	1,070,821

※延参加者数は、令和5年度から「朝の子ども教室」参加児童数を含む。
 ※国の「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業を一体的に運営することを目指している。

(5)若者総合相談センター

働くことや学ぶこと、自分の進路など、高校生世代から39歳までの若者の悩みや課題を何でも受け止め、適切な支援につなげる相談窓口。令和2年(2020年)11月開設。問題の早期発見及び複数の分野の支援を組み合わせることで、困難な状況にある若者の課題を解きほぐし、解決につなげるとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施する。

所在地：八王子市東町3-10 山善ビル3・4階

開所日：火曜日から土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

開所時間：午前10時00分から午後6時00分まで

支援内容：相談支援、訪問支援、サードプレイス及び地域活動の紹介

区 分 \ 年 度		5	6	7
利用件数(件)		3,322	3,609	3,935
内 訳	相談件数(件)	560	959	1,143
	サードプレイス フリースペース利用件数(件)	1,893	1,739	1,895
	サードプレイス プログラム事業利用件数(件)	740	635	693
	地域活動への参加件数(件)	129	276	204
訪問支援(家庭訪問等)(件)		11	26	30

8. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子・父子自立支援員、就業・家計専門員、女性相談支援員

母子・父子自立支援員及び就業・家計専門員は、ひとり親家庭の自立のため、就職や家計などに関する必要な相談・指導・助言を行う。女性相談支援員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区 分 \ 年 度	5	6	7
母子・父子自立支援員	4	4	4
就業・家計専門員	1	1	1
女性相談支援員	2	2	2

○母子・父子自立支援員等相談種別件数

単位：件

区 分 \ 年 度		5	6	7
生活一般	住宅	144	148	160
	医療・健康(病気、障害、その他)	106	108	200
	家庭紛争(夫等の暴力、その他)	271	285	349
	就労(求職・転職、資格取得・職業訓練、職場の悩み、その他)	978	993	857
	結婚	4	7	18
	養育費	158	195	164
	借金	29	23	31
	家事援助	72	83	63
	その他	266	281	339
	小 計	2,028	2,123	2,181
児童	養育(保育所入所、虐待、その他)	222	186	256
	教育	338	270	230
	非行	6	2	2
	就職	0	2	0
	その他	80	55	67
小 計		646	515	555
生活支援	母子父子福祉資金(貸付、償還)	928	660	734
	東京都女性福祉資金(貸付、償還)	18	15	16
	公的年金	2	2	3
	児童扶養手当	118	135	85
	生活保護	79	60	49
	税	8	0	6
	その他	427	368	388
小 計		1,580	1,240	1,281
その他	売店設置(母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条)	0	0	0
	たばこ販売(母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条)	0	0	0
	母子世帯向公営住宅(母子及び寡婦福祉法第27条)	0	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	0	0
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)	231	230	215
小 計		231	230	215
合 計		4,485	4,108	4,232

(2)八王子市母子福祉資金・父子福祉資金の貸付

母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

○母子福祉資金貸付状況

単位:件

区 分 \ 年 度	5	6	7
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	147	130	129
技能習得	5	2	1
修業	2	1	2
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	1	0	0
住宅	0	0	0
転宅	4	0	3
就学支度	27	26	19
結婚	0	0	0
合 計	186	159	154
貸付額(円)	97,857,000	88,402,000	85,334,000

○父子福祉資金貸付状況

単位:件

区 分 \ 年 度	5	6	7
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	10	7	8
技能習得	0	0	0
修業	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	0	0
就学支度	0	0	2
結婚	0	0	0
合 計	10	7	10
貸付額(円)	4,806,000	5,304,000	5,881,000

(3)母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の親に対し、生活の安定を図るため、就業支援事業、就業支援講習会等事業、養育費相談事業、広報啓発広聴・ニーズ把握活動等事業を実施する。

令和5年度からは、求人開拓強化のため民間企業連携強化支援員を配置した。また、より多くの相談に対応できるようLINE相談を開始した。

ア. 就業支援事業(ひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口)

仕事探しから就職・定着まで、一人ひとりのニーズに合わせた就業相談と職業紹介を行う。

※一貫した就業支援を行うため、就業支援講習会等と同じ事業者に委託。

年 度		5	6	7
区 分				
対 象	人 数	78	73	68
LINE	登 録 件 数	180	454	554
	相 談 件 数	11	66	90
就 職	人 数	38	29	39
求 人 開 拓	件 数	323	475	130

イ. 就業支援講習会等事業

就業やスキルアップを目的として、パーソナルカラー診断や看護専門学校体験など親子で参加する対面型セミナーや、教育資金や支援施策についての情報提供を行う就業支援セミナーをオンラインで開催するとともにその動画を配信する。また、Word・Excelを中心としたパソコン講習会を託児付きで開催する。

年 度		5		6		7	
区 分		セミナー	講習会	セミナー	講習会	セミナー	講習会
開 催	日 数	6	12	6	12	5	6
参 加	人 数	150	32	133	28	80	45

ウ. テレワーク推進事業

ひとり親家庭のニーズが高いテレワーク就業をすすめるため、3か月間パソコンと通信環境を無料で貸出し、自宅でテレワークのスキルを習得する支援と就労支援を行う。令和6年度は基礎コースに加え、動画編集のスキルやサイトの掲載方法を身に着ける実践コースも開催。

年 度		5	6	7
区 分				
基礎 コース	開 催 回 数	1	1	4
	参 加 人 数	18	20	15
実践 コース	開 催 回 数	1	1	4
	参 加 人 数	15	19	10

エ. 養育費相談事業

養育費等の情報を提供する講座や、弁護士による養育費等などの個別法律相談を行う。

年 度		5		6		7	
区 分		講座	相談	講座	相談	講座	相談
開 催	回 数	2	12	2	12	-	12
延 参 加	人 数	53	46	44	45	-	48

オ. 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

支援を必要とする家庭に必要な情報を提供するため、メールマガジンを配信するとともに、支援ニーズを把握する調査をWEBで実施する。

年 度		5	6	7
区 分				
メール マガジン	登 録 人 数	2,263	2,291	2,286
	配 信 回 数	21	27	22
ニ ー ズ 調 査	回 答 者 数	247	203	270

(4)母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費を支給する。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【高等職業訓練促進給付金】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、6か月以上の養成機関等に通う場合に給付金を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

○支給実績

単位:円

区 分 \ 年 度		5		6		7	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金		15	2,101,729	13	730,678	9	2,172,322
高等職業訓練 促進給付金	月額	33	39,946,000	38	45,736,500	29	35,021,500
	一時金	12	550,000	14	625,000	8	350,000

(5)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び20歳未満の児童が、学び直しのため高卒認定試験の合格を目指して対象講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【受講開始時給付金】対象講座を受講開始した場合に支給する。(令和4年度より開始)

【受講修了時給付金】対象講座を修了した場合に支給する。

【合格時給付金】高卒認定に合格した場合に支給する。

○支給実績

単位:円

区 分 \ 年 度		5		6		7	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
受講開始時給付金		2	82,338	0	0	1	100,000
受講修了時給付金		1	12,334	0	0	1	25,000
合格時給付金		3	47,334	0	0	1	25,000

(6)母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者等を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援する。

○実施状況

区 分 \ 年 度		5	6	7
策定人数(人)		31	19	41

(7)ひとり親家庭等学習支援事業

学習支援教室「はち☆スタ」に通うことが困難な児童扶養手当支給世帯と同等の所得水準の中学生を対象に、大学生等の学習支援員を派遣し、高校進学と学習習慣の定着を目的として学習支援、進学支援を行う。

○実施状況

区 分 \ 年 度		5	6	7
派遣回数 (回)	中学生	912	737	694
	小学校5・6年生	86	38	116
支援人数 (人)	中学生(うち中学3年生)	31(16)	25(10)	32
	小学校5・6年生	9	5	12
高校進学者数(人)		16	9	9

(8)ひとり親家庭の子どもの生活力向上

ひとり親家庭の小学4～6年生の児童を対象に、午前中にみんなで昼食のメニューを決め、必要な物を買に行き調理して食べ、午後に子ども・若者育成支援センターの職員とテーブルゲームなどで遊ぶ体験型イベントを開催する。

○実施状況

年度 区 分	5	6	7
参 加 児 童 数	37	40	54

(9)ひとり親家庭親子ふれあい事業

ひとり親家庭の親とお子さんを対象に、子どもの体験活動を通じた親子のふれあい、親同士、子同士の交流の機会を増進する目的で、収穫体験やバスツアーなど親子で楽しめる体験活動を実施する。

○実施状況

年度 区 分	5	6	7
実 施 回 数	2	3	3
参 加 人 数	74	90	67

(10)ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣する。

○派遣状況

年度 区 分	5	6	7
派 遣 世 帯 数	13	15	17
延 日 数	420	481	495

(11)母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

年度 区 分	5	6	7
入 所 世 帯 数	5	6	5

(12)母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供し、また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給する。

年度 区 分	5	6	7
委託日数(延べ)	0	0	-
委 託 料 (円)	0	0	-
宿 泊 費 (円)	0	0	-

(13)養育費確保支援事業

ひとり親家庭の親に対し、養育費(子どもの自立までの衣食住に必要な経費や教育費、医療費など)の安定した確保のために、公正証書を作成する際に負担した経費などを支給する。

○実施状況

単位:円

区 分 \ 年 度	5		6		7	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
公正証書作成 支援等補助	16	380,121	22	488,158	21	477,450
養育費保証契約 保証料補助	0	0	0	0	0	0
認知調停 費用補助	0	0	1	50,000	0	0

(14)女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

単位:件

区 分 \ 年 度	5	6	7
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	3	2	1
技能習得	1	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	1
住宅	0	0	0
転宅	0	0	0
就学支度	0	0	0
結婚	0	0	0
合計	4	2	2
貸付額(円)	3,390,000	2,124,000	2,592,000

(15)入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	5	6	7
人 員 (人)	18	12	20
施 設 数	4	4	5
支 給 額 (千 円)	10,761	10,502	13,346

9. こども家庭センター

妊娠期からの切れ目のない支援(八王子版ネウボラ)により、母子の健康づくりや育児不安の軽減を図る。

妊産婦、子育て世帯、そして、0歳から18歳未満の「子どもと家庭」を対象に、母子保健と児童福祉の一体的な支援を実施するため、令和7年度よりこども家庭センターを開設。

(1) 妊娠届出及び母子健康手帳

○交付状況

区分 年度	妊 娠 届 出 数	妊娠週数内訳 (件)					満 11 週 以 内 (第3月以内) の届出割合 (%)
		満 11 週 以 内	満 12 ～ 19 週	満 20 ～ 27 週	満 28 週 以 上	不 詳	
5	2,656	2,462	153	17	12	12	92.7
6	2,579	2,398	139	15	11	16	93.0
7	2,627	2,398	179	16	15	19	91.3

(2) 妊婦面談

○面談状況

区分 年度	妊 娠 届 出 数	面 談 数	面 談 フォ ロ ー 数
5	2,656	2,726	715
6	2,579	2,632	841
7	2,627	2,737	825
大横	895	923	343
東浅川	826	868	270
南大沢	906	946	212

(3) 健康教育

ア. 母性科

妊娠・出産・育児や、母体の健康・栄養に関する知識の習得及び交流のため、パパママクラス(オンライン開催を含む)を開催。

○実施状況

区分 年度	開催回数	参加者数
5	39	1,020
6	39	931
7	50	839
大横	20	332
東浅川	14	217
南大沢	16	290

イ. 育児科

離乳食や幼児食に関する知識の習得のため、離乳食講習会(オンライン開催を含む)や幼児食講習会、幼児食講演会を開催。

①離乳食講習会・幼児食講習会・幼児食講演会

○実施状況

区分 年度	開催回数	延参加者数
5	63	878
6	78	1,164
7	57	1,340
大横	19	445
東浅川	17	479
南大沢	21	416

②親支援グループ

○実施状況

区分 年度	学級数	開催回数	延参加者数	
			大人	子ども
5	12	12	17	9
6	12	12	11	11
7	0	0	0	0

※令和7年度から個別支援へ移行

(4) 妊産婦・新生児訪問指導

○実施状況

(指導員＝委託契約の保健師及び助産師)

年度	対象者		総数	妊婦	産婦	新生児		未熟児	乳児	幼児	その他
	区分						再掲				
5	保健師 訪問分	実人数	4,906	67	1,859	1,732	221	89	121	860	178
		延人数	5,704	102	2,153	1,854	232	90	244	1,027	234
	大横	実人数	1,635	23	634	614	82	8	32	264	60
		延人数	1,859	37	725	675	87	8	46	301	67
	東浅川	実人数	1,642	29	589	509	87	63	55	323	74
		延人数	2,048	42	723	554	92	64	118	425	122
	南大沢	実人数	1,629	15	636	609	52	18	34	273	44
		延人数	1,797	23	705	625	53	18	80	301	45
	指導員 訪問分	実人数	877	0	0	877	215	0	0	0	0
		延人数	891	0	0	891	215	0	0	0	0
6	保健師 訪問分	実人数	4,796	91	1,758	1,708	291	58	158	815	208
		延人数	5,634	151	2,046	1,819	306	58	299	1,003	258
	大横	実人数	1,525	27	590	556	114	16	42	238	56
		延人数	1,804	47	697	611	123	16	83	284	66
	東浅川	実人数	1,596	49	585	541	84	18	55	276	72
		延人数	1,956	71	695	563	84	18	130	376	103
	南大沢	実人数	1,675	15	583	611	93	24	61	301	80
		延人数	1,874	33	654	645	99	24	86	343	89
	指導員 訪問分	実人数	845	0	0	845	244	0	0	0	0
		延人数	854	0	0	854	244	0	0	0	0
7	保健師 訪問分	実人数	4,734	72	1,811	1,686	223	64	159	713	229
		延人数	5,461	132	2,061	1,749	230	64	308	838	309
	大横	実人数	1,630	24	612	565	68	19	65	258	87
		延人数	1,848	46	691	576	70	19	102	307	107
	東浅川	実人数	1,496	25	598	545	57	25	68	176	59
		延人数	1,739	46	688	565	59	25	123	211	81
	南大沢	実人数	1,608	23	601	576	98	20	26	279	83
		延人数	1,874	40	682	608	101	20	83	320	121
	指導員 訪問分	実人数	840	0	0	840	223	0	0	0	0
		延人数	857	0	0	857	230	0	0	0	0

※新生児は未熟児を除く。

※再掲は生後28日未満の児

※新生児訪問の対象は4か月未満の乳児

(5)健康診査

ア. 妊婦健康診査

①実施状況

○1回目(妊娠前期) <医療機関委託>

区分 年度	対象者数 (妊娠届数)	受診票 受理数	受診率 (%)	所見内訳延数			医療機関から市への 連絡事項(延数)				有所見率(%) (B-C)/B
				異常を 認め ない	妊娠高血圧 症候群・貧 血 糖尿等		訪問 指導 を要 する	当院にて 治療指導	要精 密	その他	
年度	A	B	B/A	C							
5	2,656	2,501	94.2	2,455	46		0	582	3	1,916	1.8
6	2,579	2,415	93.6	2,375	40		0	640	2	1,773	1.7
7	2,627	2,483	94.5	2,458	25		0	671	2	1,812	1.0

○2回目～14回目(妊娠後期) <医療機関委託>

区分 年度	対象者数 (妊娠届数)	受診票 受理数	受診率 (%)	所見内訳延数		HTLV -1抗体 検査受 診者数	医療機関から市への 連絡事項(延数)				有所見率(%) (B-C)/B
				異常を 認め ない	妊娠高血圧 症候群・貧 血 糖尿等		訪問 指導 を要 する	当院にて 治療指導	要精 密	その他	
年度	A	B	B/A	C							
5	2,656	26,794	77.6	26,009	785	553	9	7,803	28	18,954	2.9
6	2,579	25,287	75.4	25,011	276	484	40	7,851	7	17,389	1.1
7	2,627	25,535	74.8	25,292	243	403	14	8,105	6	17,410	1.0

※受診率については、対象者数を13倍して算出している。

②妊娠超音波検査実施状況 <医療機関委託>

区分 年度	対象者数	受診票 受理数	受診率 (%)	所見内訳延数		医療機関から市への 連絡事項(延数)				有所見率(%) C/B
				異常 なし	その他	訪問指導 を要する	当院にて 治療指 導	要精 密	その他	
年度	A	B	B/A		C					
5	2,656	6,562	61.8	6,536	26	0	1,619	3	4,940	0.4
6	2,579	9,016	87.4	8,993	23	5	2,602	0	6,409	0.3
7	2,627	9,013	85.8	8,997	16	4	2,583	0	6,426	0.2

※受診率については、対象者数を4倍して算出している。

③妊婦子宮頸がん健診費用助成状況

区分 年度	対象者数	受診票 受理数	受診率 (%)	平均 受診週 数	平均出 産予定 年齢	総合判定		医療機関から市への 連絡事項(延数)				有所見率 (%) C/B
						異常を 認めない	その他	訪問指導 を要する	当院にて 治療指導	要精 密	その他	
年度	A	B	B/A				C					
5	2,656	2,447	92.1	11.0	32.0	2,432	15	2	562	4	1,879	0.6
6	2,579	2,418	93.8	11.1	32.3	2,360	11	5	629	3	1,734	0.5
7	2,627	2,398	91.3	11.1	32.0	2,390	8	4	635	3	1,756	0.3

④都外医療機関等受診費用助成状況

区分 年度	申請者数	受診件数
5	324	2,005
6	303	2,092
7	243	1,793

イ. 3～4か月児健康診査

○受診状況

区分 年度	回数	対象児数 (通知発送数)	受診児数	受診率 (%)	有所見児 実数	有所見率 (%)
		A	B	B/A	C	C/B
5	72	2,705	2,644	97.7	1,186	44.9
6	72	2,572	2,528	98.3	1,239	49.0
7	0	2,555	2,442	95.6	1,116	45.7
大横	-	844	804	95.3		
東浅川	-	854	819	95.9		
南大沢	-	857	819	95.6		

※令和7年度より乳幼児健康診査が個別化したため、回数の統計はなし。

ウ. 産婦健康診査

○受診結果

区分 年度	回数	対象 児数	受診票 受理数	受診率 (%)	項目別受診者数(延数)			有所見 者実数	有所見 率 (%)	項目別有所見者数(延数)		
					診察	尿検査	血圧 測定			診察	尿	血圧
年度	回数	A	B	B/A				C	C/B			
5	72	2,681	2,599	96.9	207	100	147	69	2.7	69	26	41
6	72	2,551	2,487	97.5	238	132	148	65	2.6	65	18	39

※令和7年度より乳幼児健康診査が個別化したため未実施。

エ. 6～7か月児健康診査(医療機関委託)

○実施状況

区分 年度	対象 児数	受診票 受理数	受診率 (%)	総合判定結果内訳(実数)				有所見率 (%) (C+D)/B
				問題 なし	あり C	疑い D	不明	
5	2,705	2,569	95.0	2,436	69	64	0	5.2
6	2,572	2,471	96.1	2,313	80	78	0	6.4
7	2,555	2,378	93.1	2,180	73	125	0	8.3

オ. 9～10か月児健康診査(医療機関委託)

○実施状況

区分 年度	対象 児数	受診票 受理数	受診率 (%)	総合判定結果内訳(実数)				有所見率 (%) (C+D)/B
				問題なし	あり C	疑い D	不明	
5	2,705	2,483	91.8	2,364	78	41	0	4.8
6	2,572	2,468	96.0	2,341	69	58	0	5.1
7	2,555	2,333	91.3	2,195	74	64	0	5.9

カ. 1歳6か月児健康診査

○受診状況

区分 年度	回数	対象児数 (通知発送数)	受診児数	受診率(%)	有所見児実数	有所見率(%)
		A	B	B/A	C	C/B
5	72	3,020	2,895	95.9	1,225	42.3
6	72	2,820	2,699	95.7	1,374	50.9
7	72	2,779	2,695	97.0	1,285	47.7
大横	24	858	901	105.0		
東浅川	24	954	930	97.5		
南大沢	24	967	864	89.3		

○歯科受診結果

区分 年度	受診児数	受診率 (%)	むし歯のある児				むし歯 り患率 (%)
			総数	A型	B型	C型	
	D	D/A	E				E/D
5	2,892	95.8	13	13	0	0	0.4
6	2,700	95.7	23	20	2	1	0.9
7	2,695	97.0	20	18	1	1	0.7

A型・・・上顎前歯部のみ又は上下顎臼歯部にむし歯のあるもの

B型・・・上顎前歯部及び上下顎臼歯部にむし歯のあるもの

C型・・・下顎前歯部にむし歯のあるもの

キ. 3歳児健康診査

○受診状況

区分 年度	回数	対象児数 (通知発送数)	受診児数	受診率(%)	有所見児実数	有所見率(%)
		A	B	B/A	C	C/B
5	72	3,123	2,946	94.3	1,319	44.8
6	72	3,257	3,120	95.8	1,586	50.8
7	72	2,978	2,905	97.5	1,324	45.6
大横	24	920	972	105.7		
東浅川	24	1,021	1,006	98.5		
南大沢	24	1,037	927	89.4		

○歯科受診結果

区分 年度	受診 児 数	(受診 率 (%)	むし歯のある児					りむ (患 率 歯 (%)
			総 数	A 型	B 型	C型		
						C1 型	C2 型	E/D
5	2,943	94.2	164	126	33	1	4	5.6
6	3,120	95.8	177	136	31	2	8	5.7
7	2,903	97.5	161	137	21	1	2	5.5

A型……上顎前歯部のみ又は臼歯部にのみむし歯のあるもの

B型……臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のあるもの

C1型……下顎前歯部にのみむし歯のあるもの

C2型……下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のあるもの

(6)健康診査の事後指導

ア.乳幼児経過観察健康診査

○受診状況

区分 年度	回数	受診予約児数 A	受診児数 B	受診率(%) B/A
5	36	329	255	77.5
6	36	341	261	76.5
7	36	279	221	79.2
大横	12	101	85	84.2
東浅川	12	116	85	73.3
南大沢	12	62	51	82.3

イ.乳幼児発達健康診査

○受診状況

区分 年度	回数	受診予約児数 A	受診児数 B	受診率(%) B/A
5	36	253	207	81.8
6	36	221	191	86.4
7	36	155	131	84.5
大横	12	44	37	84.1
東浅川	12	50	44	88.0
南大沢	12	61	50	82.0

ウ.1歳6か月児心理経過観察相談(個別)

○受診状況

区分 年度	回数	受診予約児数 A	受診児数 B	受診率(%) B/A
5	442	442	387	87.6
6	490	490	436	89.0
7	400	400	360	90.0
大横	116	116	107	92.2
東浅川	188	188	170	90.4
南大沢	96	96	83	86.5

エ.心理遊びのグループ

○実施状況

区分 年度	回数	参加者数
5	31	369
6	35	321
7	36	304
大横	12	86
東浅川	12	125
南大沢	12	93

オ. 3歳児心理経過観察相談(個別)

○受診状況

年度	区分	受診予約児数 A	受診児数 B
5		595	518
6		517	470
7		444	402
	大横	133	115
	東浅川	130	116
	南大沢	181	171

カ. 未受診者の状況

(令和8年3月31日現在)

健康診査	対象数 A	受診数 B	状況把握数 C	把握率 B+C/A
3～4か月児健康診査	2,593	2,408	174	99.6
1歳6か月児健康診査	2,905	2,677	182	98.4
3歳児健康診査	3,422	3,100	239	97.6

※ 対象者数は当年度中に各乳幼児健康診査の対象期間が終了したものを表す。状況把握数は当年度中に何らかの方法で状況を把握したものを集計する。

(7) 歯科保健事業

ア. 一般歯科健康診査

○健診実施状況

年度	区分	回数	受診者数
5		695	695
6		652	652
7		640	640

○妊娠期の歯科教育

年度	区分	実施方法	回数	受講者数
5		オンライン	3	44
6		オンライン	2	20
7		オンライン	1	6
	大横	オンライン	1	6
	東浅川	オンライン	-	-
	南大沢	オンライン	-	-

イ. 幼児歯科相談

○定期健診者

年度	区分	回数	内 容 (延 数)	
			歯科診査 受診児実数	個別相談者数
5		36	1,103	352
6		36	1,135	301
7		36	1,119	287
	大横	12	355	109
	東浅川	12	418	99
	南大沢	12	346	79

○乳幼児の歯科教育

年度	区分	回数	受講者数 (子・保護者)
5		86	575
6		77	541
7		74	405
	大横	26	165
	東浅川	25	136
	南大沢	23	104

○乳幼児の歯科相談

年度	区分	回数	相談者数 (子)
5		112	331
6		117	287
7		96	307
	大横	36	188
	東浅川	32	68
	南大沢	28	51

(8) 育児・健康・栄養・歯科相談

○実施状況

年度	区分	相談数
5		5,182
6		4,525
7		5,077
	大横	1,601
	東浅川	1,805
	南大沢	1,671

※妊婦面談の相談数を含む。

(9) 母子栄養食品支給

○支給状況

年度	区分	相談数
5		9
6		11
7		3
	大横	1
	東浅川	0
	南大沢	2

(10) 保健指導票の交付

○交付状況

年度	区分	相談数
5		296
6		246
7		259
	大横	130
	東浅川	53
	南大沢	76

(11)新生児聴覚検査

○新生児聴覚検査実施状況

区分 年度	検査実施状況 確認人数
5	2,705
6	2,587
7	2,132

○都外医療機関等受診費用助成状況

区分 年度	申請者数
5	241
6	213
7	179

(12)産後ケア

出産直後の母子の身体的ケアと母親の心理的不安を解消するため、助産師による授乳や沐浴、育児の相談・指導を病院や自宅において受けられる産後ケアを実施。

区分 年度	申請者数	利用件数
5	962	1,755
6	1,296	2,516
7	-	3,697

※令和7年度より利用助成券を事前配付

(13)ファーストバースデーサポート事業

1歳の誕生日の機会に子育て支援等の情報提供、状況把握、必要な子育て支援サービスの紹介等を行い、メッセージ付き育児パッケージを配付。

区分 年度	対象者人数	アンケート返信者数	育児パッケージ配付人数
5	2,806	2,564	2,616
6	2,790	2,682	2,617
7	2,653	2,653	2,729

(14)多胎児家庭支援事業

育児困難感を確認し必要な支援につなげるため、0歳、1歳、2歳の多胎児を育てる保護者と面談を実施し、移動支援のためのパッケージを配付。

区分 年度	年齢	対象世帯数	面談等実施件数
5	0歳児	19	19
	1歳児	30	24
	2歳児	35	39 ※
6	0歳児	19	27 ※
	1歳児	19	18 ※
	2歳児	30	32 ※
7	0歳児	30	27 ※
	1歳児	22	29 ※
	2歳児	21	20 ※

※面談等実施件数の中に前年度の対象世帯を含む

(15)初回産科受診料助成

令和5年7月1日より事業を開始。低所得世帯の方が妊娠判定検査のため、初めて産婦人科医療機関を受診した費用を助成。

区分 年度	申請者数
5	5
6	9
7	13

(16)産婦健康診査費用助成

令和5年10月1日より事業を開始。市内の委託医療機関で、産婦健康診査(産科の診察とメンタルヘルスアンケート)を受けた方に対し費用を助成。支援が必要な方には医療機関から連絡をもらい、早期に相談支援を実施。

区分 年度	受診者数	医療機関からの 連絡件数
5	989	151
6	1,849	271
7	1,893	233

(17)出産子育て応援交付金

妊娠期から出産・子育て期まで伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に実施。妊婦面談時に出産応援ギフト、あかちゃん訪問後に子育て応援ギフトを配付。また、妊娠8か月時にアンケートを送付し必要な方に面談を実施。

○経済的支援交付件数

区分 年度	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
5	2,510 < 4,293 >	2,303 < 2,763 >
6	2,537	2,544
7	-	-

※< >は令和4年度遡及分外書

※令和6年度で終了。

○妊娠8ヶ月アンケート

区分 年度	発送数	回答数	要支援者数	面談実施者(再掲)	アンケート未回答者 への連絡数
5	1,871	1,464	83	5	332
6	2,498	1,856	100	15	422
7	2,083	1,915	109	21	359

(18)医師(小児科医師・産婦人科)、助産師によるオンライン相談

妊娠期及び産後の相談支援体制の充実のため、小児科医・産婦人科医・助産師によるオンライン相談を実施。

年度 \ 区分	医師による オンライン相談	助産師による オンライン相談
5	—	—
6	377	400
7	1,663	1,174

※令和6年度より実施。(令和6年度は令和6年10月から令和7年3月の実績)

(19)妊婦のための支援給付

妊婦のための支援給付として、対象者の選択に応じギフト又は現金を支給。

年度 \ 区分	1回目給付(妊娠時)	2回目給付(出生時)
5	—	—
6	—	—
7	2,416	2,438

※令和7年度より実施。

(20)地区組織活動

子育てひろばや児童館、保育園などで保健、子育て、栄養、歯科の講話等を行う。

年度 \ 区分	開催延べ回数	参加延べ人数 (子・保護者)
7	31	327
大横	9	64
東浅川	9	105
南大沢	13	158

※令和7年4月の組織改正により、こども家庭センター母子保健担当の実績のみを計上

(21)ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人が会員になり、センターを介して相互援助活動をすることにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行う。

○会員数と活動数

区 分 \ 年 度	5	6	7
依 頼 会 員（人）	1,983	2,072	2,182
提 供 会 員（人）	328	343	349
両 方 会 員（人）	23	22	21
会 員 数 計（人）	2,334	2,437	2,552
活 動 数（回）	2,938	2,959	2,941

(22)子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

(職員活動数)

単位:件

年 度		5	6	7
区 分				
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		930	1,155	790
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		15,400	16,008	12,690
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		574	781	570
養育不安		12,731	15,949	18,205
虐待		31,698	25,786	25,665
基本的生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		409	301	221
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		2,102	2,045	1,316
非行		529	167	183
経済・就労		247	194	183
各種サービス問合せ		1,325	1,119	1,129
その他		1,436	831	1,141
合 計		67,381	64,336	62,093
相談対象別の内訳	0歳 ～ 6歳	28,073	26,999	24,705
	7歳 ～ 12歳	23,634	24,016	25,390
	13歳 ～ 15歳	11,027	9,632	8,495
	16歳 ～ 17歳	4,167	3,442	3,238
	18歳 ～	480	247	265

(23)児童家庭相談援助

市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応する。

○対応児童数

単位:人

区 分 \ 年 度		5	6	7	※児童虐待()内は、児童相談所からの送致件数 ※養護相談()内は、こども家庭庁通知に基づく実態把握調査による受理件数
新規受理児童人数	児童虐待	1,373 (277)	1,230 (388)	1,516 (298)	
	養護相談	824 (295)	1,049 (308)	850 (236)	
	保健相談	1	0	1	
	障害相談	3	2	8	
	非行相談	13	5	5	
	育成相談	115	100	83	
	その他	8	7	7	
合 計		2,337	2,393	2,470	

(24)子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化する。

代表者会議:関係機関の管理職等/実務者会議:機関の実務者等/
地域ブロック会議:ブロック内に属する関係機関の職員等/中学校区分科会:中学校
区内の機関の実務者等分科会:小学校・中学校・保育園・幼稚園等の関係機関の職
員等/個別ケース検討会議:個別児童の直接担当者等

○会議開催数

単位:回

区 分 \ 年 度		5	6	7	※令和6年度より中学校区分科会を分科会に変更。実施方法を見直した。
代 表 者 会 議		1	1	1	
実 務 者 会 議		1	1	1	
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議		5	0	1	
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議 中学校区分科会(分科会)		44	75	64	
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議		229	175	87	

(25)のびのび子育て講座

子育て講座として、ベビーマッサージ・離乳食・遊びや発育・発達などをテーマとした講習会を開催する。

区 分 \ 年 度		5	6	7	※令和6年度より親子ふれあい広場(6カ所)がつどいの広場(5カ所)へ名称変更したことに伴い、のびのび子育て講座は、子育てに関する講座として実施。
開 催 回 数 (回)		2,024	2,448	2,569	
参 加 人 員 (人)		27,120	32,380	32,473	

(26)親子ふれあい広場利用者

○年齢別延べ利用者数

単位:人

年 度		5	6	7
区 分				
子 ど も	0 歳	9,007	-	-
	1 歳	13,197	-	-
	2 歳	6,263	-	-
	3 歳	1,887	-	-
	4 歳	702	-	-
	5 歳	347	-	-
	その他	185	-	-
	小 計	31,588	-	-
お と な	父	2,880	-	-
	母	25,607	-	-
	その他	903	-	-
	小 計	29,390	-	-
合 計		60,978	-	-

※令和6年度より親子ふれあい広場は、親子つどいの広場へ名称変更したため、(6)親子つどいの広場へ実績を記載

(27)親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置する。

○延べ利用者数

単位:人

年 度		5	6	7
広 場				
東 町		-	14,252	13,117
ゆめきっず(セレオ八王子)		48,541	47,392	47,718
大 和 田		5,537	6,169	5,953
堀 之 内		5,596	7,492	5,979
南 大 沢		-	8,231	8,286
西 八 王 子		9,742	10,586	10,100
館		-	7,375	7,954
元 八 王 子		-	6,604	7,343
川口(旧檜原)		3,445	3,174	4,314
み な み 野		-	16,022	16,549
石 川		-	5,811	5,998
合 計		72,861	133,108	133,311

※令和6年度より親子ふれあい広場は、親子つどいの広場へ名称変更したため、(6)親子つどいの広場へ実績を記載。
また、同年の条例改正により、ゆめきっずは、「親子つどいの広場旭町」という名称へ変更(ゆめきっずは愛称)

(28)子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童(0歳3か月～小学校6年生)の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭(ショートステイのみ)で預かる事業。

単位:実施延べ日数

区 分 \ 年 度	5	6	7
ショートステイ	956	1,186	1,297
トワイライトステイ	246	345	444

(29)養育支援訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問するなどして支援を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

区 分 \ 年 度	5	6	7
育児支援ヘルパー 派遣回数	77	78	61

(30)産前・産後サポート事業

妊娠時から出産後の体力が回復するまでの間、家事や育児の援助等が必要な家庭に対し、利用者の申請にもとづき家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援する。また、派遣にあたり育児相談や助言、子育て情報の提供等を行う産前・産後サポート専門員が事前に家庭を訪問し、利用者のニーズに合うサービスを提供できるようヘルパー会社と調整する。

区 分 \ 年 度	5	6	7
述べ利用回数	1,766	2,045	2,785

10.子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」についてPRし、設置を促進。また、屋外イベント時に臨時設置し、授乳とおむつ替えができる「ベビーテント」の貸出を行う。

区 分 \ 年 度	5	6	7
赤ちゃん・ふらっと 市内新規設置数 (年度末累計)	5(140)	3(141)	1
ベビーテント 貸出件数	12	7	9

○公共レンタベビーカー「はち☆ベビ レンタル」

八王子駅周辺への乳児連れでの外出を支援するため、八王子インフォメーションセンター(JR八王子駅前)、八王子駅南口総合事務所、子ども家庭支援センター(クリエイトホール)において、ベビーカーの無料貸出を行う。

区 分 \ 年 度	5	6	7
貸 出 件 数	78	122	- ※令和6年度末で事業廃止

11.企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行う。

区 分 \ 年 度	5	6	7
年 度 末 登 録 数	110団体 185事業所	88団体 158事業所	100団体 174事業所